

研修報告書

1. 研修概要

- **研修名**：令和 7 年度 社会教育基礎研修(中西部)
- **日時**：令和 7 年 7 月 4 日（金）10:00 ～ 15:30
- **場所**：静岡県立焼津青少年の家
- **主催**：静岡県社会教育課
- **内容**：
 - **講義**：「新しい時代を切り拓く社会教育の可能性」
 - 常葉大学教育学部生涯学習学科 教授 猿田 真嗣 氏
 - **事例発表**：
 - ①「富士宮市の社会教育行政について」
 - 富士宮市教育委員会社会教育課 本多 佑己 氏
 - ②「磐田市の社会教育について」
 - 磐田市社会教育委員会 副委員長 三輪 邦子 氏
 - **その他**：意見交換会、グループワーク

2. 研修内容

【目的】 社会教育の基礎的な知識を習得し、市町村間の連携強化を図ること。また、日々の活動における疑問や不安の解消を目指す。

【講義：新しい時代を切り拓く社会教育の可能性】 常葉大学の猿田教授より、社会教育の概念とその役割について講義があった。社会教育は学校教育の補完として位置づけられ、約 100 年の歴史を持つ。地域コミュニティの形成において重要な役割を担っており、特に「環境を醸成する」ことが社会教育行政の重要な役割であると述べられた。また、学歴による不平等を拡大する要因として学校教育の限界に触れ、地域部活動など学校教育と密接に関わりながらも、社会教育の視点からアプローチすることの重要性が示唆された。

【事例発表】

- **富士宮市**：地域人材を活用した「学校・社会融合事業」について発表された。地域住民や出身者、卒業生などを対象に人材バンクを構築し、学校の授業などで講師として活用する取り組みである。年間約 170 万円の予算を投じ、1,000 時間分の講師料（1,700 円/時）を賄っている。この事業は各学校で人気が高く、調整役は地区の公民館が担っている。
- **磐田市**：磐田市社会教育委員会の取り組みについて発表があった。

【意見交換会／グループワーク】 参加者による自己紹介の後、講義や事例発表の内容を共有し、意見交換を行った。特に、以下の点が主な議題として挙げられた。（山田のグループ）

- **不登校支援**：親へのサポートの重要性や、無理に進学して高校中退するような事態にならないよう、中学校教員による丁寧な進路指導の必要性について議論された。
- **地域活性化**：若者が地元に戻りたくなるような「楽しい地域づくり」が、自治会活動の維持に不可欠であるとの意見が出た。
- **地域部活動**：今後の地域部活動における課題とその解決策について意見が交わされた。

令和 7 年家庭教育支援事業について

1 家庭教育支援員関係

(1) 令和 7 年度第 1 回家庭教育支援員の集い

日 時：令和 7 年 5 月 16 日（金）14：00～15：30

参加者：牧野室長 市川主事 勝又主事

家庭教育支援員 4 名

内 容：①令和 6 年度活動報告

②令和 7 年度家庭教育支援事業について

③協議「第 2 回の集いで行いたい研修について」

(2) 子育てつながる交流会（旧家庭教育講座）の実施

5 月 15 日 豊田南こども園

5 月 23 日 磐田なかよしこども園

6 月 24 日 磐田南幼稚園

7 月 17 日 磐田なかよしこども園

1 月 磐田なかよしこども園（予定）

(3) 事務局実施事項

・支援員の方々が子育てつながる交流会を実施する上での活動マニュアルが完成。支援員の意見をいただきながら今後も随時修正・改善をしていく。

・謝礼を予算化。交通費と所得税を含め、1 回の交流会を担当するにあたり一律 2,000 円とさせていただいた。

2 家庭教育出前講演会

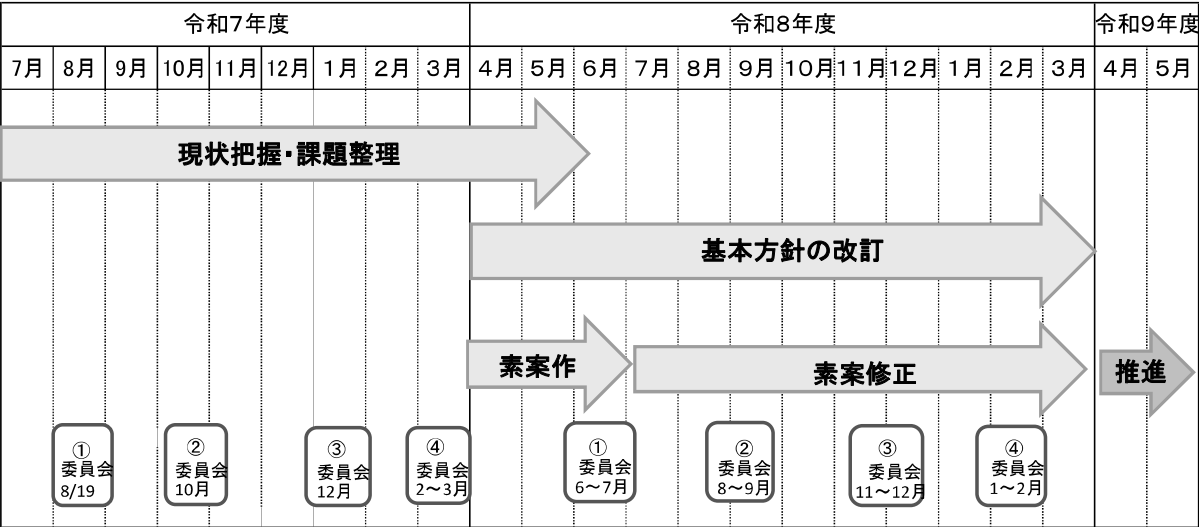
令和 6 年度に引き続き、家庭教育の重要性の認識を深めてもらうことや子育てについての不安や悩みを解消するための学習機会を提供することを目的として家庭教育出前講演会を開催します。

各園の希望にもとづき、講師の派遣や報酬の支払いを行います。

令和 7 年度開催予定数 18 園

生涯学習基本方針の改訂スケジュール(案)

資料 3



■今年度の動きについて

時期	内容
8月19日	・生涯学習基本方針の改定スケジュール(案)
10月上旬 ～中旬	・現プランの内容の再確認 ・現プランに対し意見を伺う
12月上旬 ～中旬	改訂のために必要な情報収集等の実施。 委員会で意見をもらう必要があるものは会議に 議題としてかける。
2月下旬～ 3月上旬	

県市町 社会教育 所管課等一覧 (令和7年8月)

	市 名	担当部署
0	静岡県	教育委員会 社会教育課
1	静岡市	教育委員会事務局 教育総務課 社会教育係
2	浜松市	市民部創造都市・文化振興課 生涯学習担当
3	沼津市	教育委員会事務局 生涯学習課
4	熱海市	教育委員会 生涯学習課
5	三島市	教育委員会事務局 生涯学習課
6	富士宮市	教育委員会事務局 教育部 社会教育課
7	伊東市	教育委員会事務局 生涯学習課
8	島田市	教育部 社会教育課
9	富士市	教育委員会 社会教育課
10	磐田市	自治市民部 自治デザイン課
11	焼津市	生きがい・交流部 スマイルライフ推進課
12	掛川市	生涯学習まちづくり部 協働推進課 生涯学習推進係
13	藤枝市	教育委員会 教育部 生涯学習課・社会教育係
14	御殿場市	教育委員会教育部 社会教育課
15	袋井市	教育委員会 生涯学習課 生涯学習係
16	下田市	教育委員会 生涯学習課
17	裾野市	教育部 生涯学習課
18	湖西市	教育委員会 スポーツ・生涯学習課
19	伊豆市	教育委員会 教育部 社会教育課
20	御前崎市	教育委員会 教育部 社会教育課
21	菊川市	教育文化部 社会教育課
22	伊豆の国市	教育委員会 教育部 生涯学習課
23	牧之原市	教育文化部 社会教育課
24	東伊豆町	教育委員会 社会教育係
25	河津町	教育委員会 社会教育係
26	南伊豆町	教育委員会 社会教育係
27	松崎町	教育委員会 社会教育係
28	西伊豆町	教育委員会 社会教育係
29	函南町	教育委員会 社会教育課
30	清水町	教育委員会 社会教育課
31	長泉町	教育委員会 生涯学習課
32	小山町	教育委員会 生涯学習課
33	吉田町	教育委員会 生涯学習課
34	川根本町	教育委員会 社会教育課
35	森町	教育委員会 社会教育課

2025 年 8 月 19 日

社会教育行政の推移

- 1 旧磐田市 教育委員会 社会教育課
（例）1995（平成 7）年度
教育委員会事務局 庶務課
学校教育課
社会教育課（管理係・文化振興係・女性青少年係
・生涯学習推進等）
文化財課
社会体育課
図書館
- 2 旧磐田市 教育委員会 生涯学習課
（例） 2000（平成 12）年度
教育委員会事務局 庶務課
学校教育課
生涯学習課（生涯学習推進係・文化振興係・青少年係）
文化財課
社会体育課
図書館
- 3 新磐田市 教育委員会 生涯学習課
（例） 2005（平成 17）年度 ～ 2007（平成 19）年度
教育委員会事務局 教育総務課
学校教育課
生涯学習課
図書館
生活文化部 市民課
共生社会推進課
スポーツ振興課
文化振興課
- 4 新磐田市 生活文化部 生涯学習課
（例） 2008（平成 20）年度 ～ 2010（平成 22）年度
生活文化部 市民課
共生社会推進課
スポーツのまちづくり推進課
文化振興課
生涯学習課

5 新磐田市 市民部

(例) 2011 (平成 23) 年度 ～ 2013 (平成 25) 年度

市民部 市民課

文化振興課

市民活動推進課

環境課

ごみ対策課

※ 「市民活動推進課」所管事業

- ・協働・共生社会推進事業
- ・スポーツ推進事業
- ・生涯学習推進事業

※ 社会教育委員会 年 6 回開催

6 新磐田市 市民部 3 課体制

(例) 2014 (平成 26) 年 市民部 市民活動推進課

文化活動推進課

市民課

※ 「市民活動推進課」所管事業

- ・共同共生社会推進事業
- ・スポーツ推進事業
- ・生涯学習推進事業

(生涯学習・家庭教育・人権教育・公民館・青少年教育・成人式)

7 新磐田市 自治市民部

(例) 2017 (平成 29) 年度 自治市民部 地域づくり応援課

スポーツ振興課

文化振興課

※ 「地域づくり応援課」の所管事業の柱

- ・地域活動支援
- ・協働・共生社会推進
- ・交通対策

8 新磐田市 自治市民部

(例) 2024 (令和 6) 年度

※ 「自治デザイン課」内のグループ

- ・地域づくり推進グループ
- ・交通対策
- ・交流センターグループ
- ・ダイバーシティ推進室

磐田市社会教育委員条例（平成17年4月1日条例第102号）

最終改正:平成26年3月24日条例第9号

改正内容:平成26年3月24日条例第9号〔平成26年4月1日〕

○磐田市社会教育委員条例

平成17年4月1日条例第102号

改正

平成26年3月24日条例第9号

磐田市社会教育委員条例

（設置）

第1条 磐田市は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱）

第2条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。

- （1）学校教育の関係者
- （2）社会教育の関係者
- （3）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4）学識経験のある者
- （5）その他教育委員会が必要と認める者

（定数）

第3条 委員の定数は、20人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

（解嘱）

第5条 委員は、特別の事情があると認めた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

（委員長及び副委員長）

第6条 委員は、委員会を組織し、互選により委員長及び副委員長を定める。

（会議）

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第9号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

教育基本法

発令　　：平成18年12月22日号外法律第120号
最終改正：平成18年12月22日号外法律第120号
改正内容：平成18年12月22日号外法律第120号[平成18年12月22日]

○教育基本法
〔平成十八年十二月二十二日号外法律第二百十号〕
〔総理・総務・文部科学大臣署名〕

〔昭和二二年三月三十一日法律第二五号（教育基本法）を全文改正〕
教育基本法をここに公布する。

教育基本法
教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

目次

- 前文
第一章　教育の目的及び理念（第一条―第四条）
第二章　教育の実施に関する基本（第五条―第十五条）
第三章　教育行政（第十六条・第十七条）
第四章　法令の制定（第十八条）
附則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章　教育の目的及び理念
（教育の目的）

第一条　教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条　教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一　幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二　個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三　正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四　生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五　伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条　すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

（私立学校）

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

（教員）

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

（家庭教育）

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（幼児期の教育）

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）」を「教育基本法（平成十八年法律第二百十号）」に改める。

一 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第一条

二 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第一条

三 理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）第一条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第一条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第一百五十七号）第一条

六 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第三十七条第一項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）第十六条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）第九条第二項」を「教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第十五条第二項」に改める。

一 放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）第十八条

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第二十条第十七項

社会教育法

発令 昭和24年6月10日号外法律第207号

最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

改正内容：令和4年6月17日号外法律第68号[令和7年6月1日]

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 社会教育に必要な援助を行うこと。

二 社会教育委員の委嘱に関すること。

三 公民館の設置及び管理に関すること。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第十六条 削除〔平成十一年七月法律八七号〕

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

発令　　：昭和31年6月30日法律第162号

最終改正：令和7年6月18日号外法律第68号

改正内容：令和7年6月18日号外法律第68号[令和7年6月18日]

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

令和 7 年度 社会教育委員会 年間計画（案）

	時期	内容		
		調査・研究（仮）	生涯学習基本方針	その他
1回目	2025.8.19（火） 教育長あいさつ 委嘱状交付	・ 年間スケジュールについて ※今年後は提言書の内容の浸透を図る期間としたい。	・ 生涯学習基本方針の改定スケジュール（案）	・ 二十歳の集い開催について ・ 社会教育基礎研修の報告について ・ 令和 7 年度 こども・若者と笑顔でつながる地域の集いについて ・ 第 1 回家庭教育支援員の集いについて報告
2回目	10月上旬～中旬	・ 各課や団体の取組紹介 意見交換等 現状や課題について （委員会に招く）	・ 現プランの内容の再確認 ・ 現プランに対し意見を伺う	・ 青少年健全育成補助金について
3回目	12月上旬～中旬	・ 各課や団体の取組紹介 意見交換等 現状や課題について （委員会に招く）		・ 第 2 回家庭教育支援員の集いについて報告
4回目	2月下旬～ 3月上旬	・ 次年度にむけた課題の共有 ・ 各課や団体の取組紹介 意見交換等 現状や課題について （委員会に招く）		・ こども若者笑顔でつながる地域のつどい 報告と次年度開催に向けて ・ 二十歳の集い報告

提言書浸透期間

次年度に向けた準備

改訂のために必要な
情報収集等の実施。
委員会で意見をもらう必要
があるものは会議に議題と
してかける。

【目的】

- ・関係者が、こども・若者を取り巻く環境変化による課題を共有し、自分自身にできる取組を見つけるきっかけとする。また、連携した活動を模索する機会とする。
- ・若者が自身の考えや取組を発表する機会を設ける。

【課題（背景）】

子ども・若者	○実体験の不足 ・バーチャル世界に陶酔する子ども・若者の増加 ・外遊びや自然体験などの不足（体験から得る「学び」「考える力」の低下） ・子ども同士で影響を与えながら遊びに熱中し、時に喧嘩やケガをする機会の減少（問題解決能力の低下・痛みを知る機会が少ない） ・人と関わる機会の減少（コミュニケーション能力の低下） ○困難に立ち向かう力の低下 ○社会参画の機会の確保 ・子ども若者の社会参画する機会が求められている。
子どもの親	○核家族化、ひとり親世帯の増加、女性の社会参加、働き方の多様化 ・親だけの力で子どもの養育が困難な環境 ○人とのつながり、地域とのつながりが希薄化 ・身近に相談できる相手がいない親の増加 ・親を取り巻く環境や、経験や知識不足により、子どもとの向き合い方が分からない親の増加
地域	○子ども・若者、親がどんな悩みを抱えているのか知らず、地域としてどのような支援をして良いか分からないといった声が聞かれる。 ○少子高齢化・定年延長等により活動する人材や人員の不足。 ○地域によって、子ども・若者の育成活動について意識の差がある。

令和 8 年磐田市「二十歳の集い」の開催について（案）

資料 7

1 概要

開催日時：令和 8 年 1 月 11 日（日曜） 11：00～12：00 ※成人の日の前日
時 間：開場 午前 10 時 式典 午前 11 時～正午
場 所：磐田市民文化会館「かたりあ」
対象者：H17 年 4 月 2 日～H18 年 4 月 1 日に生まれた方 約 1,476 人※
※磐田の教育掲載の該当学年の人数
目 的：二十歳を迎えた若者を祝い、これからの未来を激励するため。

2 実行委員会

時期	内容
6 月	・第 1 回実行委員会（開催方法確認、企画検討ワーク）
7 月	・第 2 回実行委員会（企画検討ワーク）
9 月	・第 3 回実行委員会（企画確定、司会や決意の辞等の当日役割について）
10 月	・広報いわた 10 月号の「市からのお知らせ」に事前登録制や注意事項を掲載 ・第 4 回実行委員会（当日の役割分担を説明）
12 月	・LINE の事前登録者に 1 週間に 1 回程度、情報を発信 ・ホームページに駐車場図や動線図など最終資料を掲載

3 事務局検討事項

(1) デジタル技術の活用

①インターネット配信の実施 継続

当日来られなかった二十歳の方やご家族、地域、恩師の方への配慮インターネット配信の実施に向けて、方法の検討を進めます。

②市公式 LINE を活用した事前登録制の実施 継続

市公式 LINE を活用して、参加者の事前登録制を実施することで広報手段を増やすとともに、パンフレットの電子化、荷物預かりの電子登録をし、入場のスムーズ化。

(2) その他の検討事項

①決意の辞の発表者を選定する際に、男女比等を考慮します。

②事前登録制を活用し、参加者を激励できるような企画を事務局として検討します。

③著名人からメッセージをいただく際は、よりお祝いや激励の内容を盛り込んでもらえるように留意します。